

# 妊娠・出産・子育て

令和8年4月1日現在

都留市には、次のような独自の補助金制度がありますので、ご利用ください。なお、補助金を受けることのできる要件や補助額等の詳細につきましては、各問い合わせ先にお尋ねください。

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問合せ先
1	<a href="#">妊婦一般健康 診査費用助成 金</a>	契約外医療機関等において受診した妊婦一般健康診査費用の一部を助成します。 ※契約医療機関での受診は、受診券により公費負担	妊婦の方	助成金の額：1回につき上限6,000円 助成回数：14回を上限（多胎は19回を上限） ※追加健診は6回を限度に検査項目に応じた額を助成	健康子育て課 子ども家庭担当
2	<a href="#">産婦健康診査 費用助成金</a>	契約外医療機関において受診した産婦健康診査の費用の一部を助成します。 ※契約医療機関での受診は、受診券により公費負担	産後2週間と産後1ヵ月の産婦の方	助成金の額：1回につき上限5,000円 助成回数：2回 診査内容：問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票	健康子育て課 子ども家庭担当
3	<a href="#">特定不妊症治療費助成事業</a>	特定不妊治療に要した自己負担額の一部を助成します。	特定不妊治療を受けた夫婦（事実婚を含む）であって、申請の際に夫婦のどちらか一人が3ヵ月以上前から市内に住所を有する方	助成金の額：特定不妊治療（生殖補助医療、保険給付の対象となる治療と併せて実施する先進医療等）に要した費用のうち自己負担した額を1回の治療につき15万円を限度に助成	健康子育て課 子ども家庭担当
4	<a href="#">一般不妊症治療費助成事業</a>	一般不妊治療に要した自己負担額の一部を助成します。	一般不妊治療を受けた夫婦（事実婚を含む）であって、申請の際に夫婦のどちらか一人が3ヵ月以上前から市内に住所を有する方	助成金の額：一般不妊治療（タイミング療法、人工授精、薬物療法等）に要した費用のうち自己負担した額を1年に10万円を限度に助成	健康子育て課 子ども家庭担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問合せ先
5	<a href="#">不育症治療費 助成事業</a>	不育症治療に要した自己負担額の一部を助成します。	不育症治療を受けた夫婦（事実婚を含む）であって、申請の際に夫婦のどちらか一人が3カ月以上前から市内に住所を有する方	助成金の額：1回の妊娠期間の治療につき自己負担した額について10万円を限度に助成	健康子育て課 子ども家庭担当
6	<a href="#">新生児聴覚検査費用助成金</a>	契約外医療機関等において受診した新生児聴覚検査費用の一部を助成します。 ※契約医療機関での受診は、受診券により公費負担	聴覚検査を受けた新生児の保護者	助成金の額：対象検査費用（上限3,000円） 助成対象となる検査：新生児に対し出生後初めて実施する自動聴性脳幹反応検査（AABR）又は耳音響放射検査（OAE）	健康子育て課 子ども家庭担当
7	<a href="#">1か月児健康診査費用助成金</a>	契約外医療機関において受診した1か月児健康診査費用の一部を助成します。 ※契約医療機関での受診は、受診券により公費負担	1か月児の保護者	助成金の額：助成の対象となる診査に要した費用の額。健康診査の受診は1回を上限とし6,000円を限度とする。	健康子育て課 子ども家庭担当
8	<a href="#">乳児一般健康診査費用助成金</a>	契約外医療機関において受診した乳児一般健康診査費用の一部を助成します。 ※契約医療機関での受診は、受診券により公費負担	乳児の保護者	助成金の額：助成の対象となる診査に要した費用の額。健康診査の受診は1回を上限とし5,350円を限度とする。	健康子育て課 子ども家庭担当
9	<a href="#">山梨県産後ケア費用助成事業</a>	山梨県産後ケア事業による施設利用料の一部を助成します。	おおむね生後4ヶ月までの乳児及びその母親	助成金の額：施設利用料 1泊につき6,100円、原則3泊分（特段の理由があると認められる場合は6泊分）	健康子育て課 子ども家庭担当
10	<a href="#">マタニティタクシー事業費補助金</a>	出産のための入院及び産後の退院時に契約会社以外のタクシーを利用した際の利用料金の一部を助成します。 ※契約会社のタクシー利用は、タクシー利用券で公費負担	出産のために入院する妊婦及び退院する産婦・乳児	助成金の額：1回の利用につき上限15,000円 助成回数：1回の出産につき2回まで	健康子育て課 子ども家庭担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問合せ先
11	<a href="#">妊産婦乳幼児健診タクシー事業費補助金</a>	健診受診のために契約会社以外のタクシーを利用した際の利用料金の一部を助成します。 ※契約会社のタクシー利用は、タクシー利用券で公費負担	妊産婦及び乳幼児の保護者	助成金の額：1回の利用につき上限15,000円（医療機関で行う健診の場合）  ※いきいきプラザ都留で行う健診の場合は、契約会社のタクシーを利用	健康子育て課 子ども家庭担当
12	<a href="#">妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業</a>	遠方の分娩取扱施設で出産する際の往復の交通費及び出産に備えて近隣の宿泊施設に宿泊する際の一部を助成します。	医学的な理由等により遠方の分娩取扱施設で出産する妊婦	・交通費：住所地等から分娩取扱施設（宿泊を伴う場合には、宿泊施設まで）の各移動手段により要した往復分の交通費に0.8を乗じて得た額 ・宿泊費：実費額から1泊当たり2,000円を控除した額（上限1泊6,700円、14泊まで）	健康子育て課 子ども家庭担当
13	<a href="#">ファミリー・サポート・センター事業利用料助成金</a>	ファミリー・サポート・センター事業を利用した利用会員に対し、利用料の一部を助成します。	ファミリー・サポート・センター事業を利用した利用会員	助成金の額：下記①及び②の合計額（1世帯、1月当たり上限1万円） ①1人目の子ども 1時間当たり200円 ②同一世帯の2人目以降の子ども 1時間当たり100円	健康子育て課 子育て支援担当
14	<a href="#">自立支援教育訓練給付金</a>	ひとり親家庭の父母に対し、就職のため対象教育訓練（雇用保険法による一般教育訓練講座・特定一般教育訓練講座・専門実践教育訓練講座）を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給します。	市内に居住するひとり親家庭の父母であって、児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準であり、教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方	給付金の額： ・一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方：対象講座の受講料の60%（上限20万円） ・専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない方：対象講座の受講料の60%（上限160万円） ・雇用保険制度教育訓練給付金の受講資格者：対象講座の受講料から雇用保険から支給される額を差し引いた額	健康子育て課 子育て支援担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問合せ先
15	<a href="#">高等職業訓練促進給付金</a>	ひとり親家庭の父母に対し、資格の取得を容易にするため高等職業訓練促進給付金を支給します。	ひとり親家庭の父母で、児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準であり、養成機関において、1年以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれ、就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方	給付金の額： ・ 市民税非課税世帯の方：月額10万円（修学期間の最終12か月は14万円） ・ 市民税課税世帯の場合：月額7万500円（修学期間の最終12か月は11万500円）	健康子育て課 子育て支援担当
16	<a href="#">子育て支援活動促進事業費補助金</a>	地域における子育て支援活動の活性化を図り、子育てしやすいまちづくりを推進するため、子育て中の親又はその子どもを対象とした子育て支援活動を実施する団体に対して補助金を交付します。	規約又は会則を定めた市内に事務局等を有する特定非営利活動法人等の営利を目的としない法人その他団体	・ 子ども食堂を行う場合 1か所あたり補助対象経費の実支出額に5分の4を乗じた額（上限40万円） ・ 学習支援を行う場合 1か所あたり10万円 ・ 子育て交流支援を行う場合 1か所あたり10万円 ・ 事業開始に要する経費 1か所あたり10万円	健康子育て課 子育て支援担当
17	<a href="#">小児等のインフルエンザ予防接種費用助成金</a>	0歳から高校3年生を対象にインフルエンザワクチン予防接種費用の一部を助成します。	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方	助成金の額：不活化ワクチン接種費1回につき上限2,500円 助成回数：小学校6年生以下 2回分、中学生以上 1回分 生ワクチン（2歳以上）年1回上限4,500円	健康子育て課 健康づくり担当
18	<a href="#">市営住宅等新婚子育て世帯家賃助成事業</a>	市営住宅及び特定公共賃貸住宅へ新規に入居する新婚世帯又は子育て世帯に対し、家賃の一部を助成します。	市営住宅及び特定公共賃貸住宅へ新規に入居する新婚世帯又は子育て世帯	助成金の額：実質家賃の1/2以内かつ一月あたり上限2万円 助成期間：36月 ※平成31年4月1日以降に市営住宅又は特定公共賃貸住宅に入居するため、賃貸借契約を締結した新婚世帯又は子育て世帯	建設課 建築住宅担当